岩手県告示第789号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者			居宅介記			
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	変更年月日	
変更前	変更後	主にる事務所の別任地	有 你	別在地		
有限会社ナカノメ	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路46番	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路	平成22年9月1日	
		地2		46番地 2		

2 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者			特定福祉用具販売事業所			
名 称		主たる事務所の所在地	夕 新	称	所在地	変更年月日
変更前	変更後	土にる事務所の別任地	名	47Tr	別北地	
有限会社ナカノメ	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路46番 地2	株式会社	ナカノメ	奥州市水沢吉小路46番地2	平成22年9月1日

3 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者			介護予防		
名 称		ナセフ 東郊正の正左地	to the	所在地	変更年月日
変更前	変更後	主たる事務所の所在地	名 称	別任地	
有限会社ナカノメ	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路46番 地2	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路 46番地2	平成22年9月1日

4 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者			特定介護予防福祉		
名 称		ナキス東敦武の武左州	夕 針	所在地	変更年月日
変更前	変更後	主たる事務所の所在地	名称	別任地	
有限会社ナカノメ	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路46番地2	株式会社ナカノメ	奥州市水沢吉小路 46番地2	平成22年9月1日